

重加算税の賦課に係る諸論点と対応

執筆者：弁護士・公認会計士 北村 導人/ 弁護士 伊東 有理子

November 2016

In brief

平成 28 年度税制改正において、短期間に繰り返して無申告又は隠蔽・仮装が行われた場合の無申告加算税又は重加算税の加重措置が創設されたことにより、重加算税の賦課決定処分によって納税者が受ける影響は大きくなります。

そこで、本稿では、重加算税賦課に係る対応の一助とすべく、重加算税の賦課要件を巡る主な論点について説明します(なお、本稿に記載された見解は筆者らの個人的見解です)。

In detail

1. はじめに

法人税や所得税等の本税について適正な納税義務が履行されなかった場合、当初から適正に納税義務を履行した納税者との間の不公平を是正する観点から、義務違反の態様に応じて過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税が課されます(各加算税の税額は、原則として、納付すべき税額に対して、それぞれ 10%、15%、10%を乗じた額となります。国税通則法(以下「通則法」といいます)65 条 1 項、66 条 1 項、67 条 1 項)。そして、納税義務違反が隠蔽・仮装に基づく場合には、上記加算税に代えて、納付すべき税額に対して 35%(過少申告加算税・不納付加算税に代えて課す場合)又は 40%(無申告加算税に代えて課す場合)を乗じた額の「重加算税」が課されることとなります(通則法 68 条 1 項乃至 3 項)。

さらに、平成 28 年度税制改正において、短期間に繰り返して無申告又は隠蔽・仮装が行われた場合の無申告加算税又は重加算税の加重措置が創設され、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税に係る税目について重加算税が課される場合で、過去 5 年以内に無申告又は隠蔽・仮装を繰り返したとして当該措置の適用を受ける場合には、納付すべき税額に対して 45%(過少申告加算税・不納付加算税に代えて課す場合)又は 50%(無申告加算税に代えて課す場合)を乗じた額の「重加算税」が課されることとなります(平成 28 年度改正後の通則法 68 条 4 項)。

このように、重加算税は、その課税割合の大きさから、賦課決定処分により納税者に多大な影響を及ぼすものであるにもかかわらず、賦課要件の不明確性ゆえにその解釈を巡り多くの論点が存在します。そこで、本稿では、重加算税の賦課要件に係る主な論点について説明します。

2. 重加算税の賦課要件に係る論点

(1) 重加算税の法的性質

重加算税は、脱税に係る刑事罰との関係でその法的性質が議論されてきましたが、現在では、最二小判平成7年4月28日民集49巻4号1193頁(以下「最高裁平成7年判決」といいます)が「重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠ぺい、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである」[下線・太字は筆者ら。以下同じ]と判示するように、行政上の措置であり、納税者本人の刑事責任を追及するものではないとの考え方が、判例上確立されています¹。

このような重加算税の法的性質が、賦課要件に係る解釈においても考慮されることとなります。

(2) 重加算税の賦課要件及びその解釈に係る論点

通則法68条1項は、過少申告加算税の課税要件に該当する場合において、「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」は、過少申告加算税に代えて重加算税を課する旨規定しています²。

上記条文の文言からすると、重加算税を賦課するためには、①過少申告加算税等の賦課要件を充足する場合に、②納税者の「隠蔽し、又は仮装し」(以下「隠蔽・仮装」といいます)という不正行為があり、③当該不正行為「に基づき」過少申告等の事実が発生することが必要になると考えられます。

そこで、②に関連して、ア「隠蔽・仮装」とはどのような行為をいうのか、イ 納税者が「隠蔽・仮装」を行うに当たって税を免れる意思(故意)が必要か、ウ 隠蔽・仮装行為の主体は「納税者」に限定されるのか、③に関連して、エ 積極的な隠蔽・仮装行為が存在しない場合に重加算税の賦課要件を充足するか、オ 納税義務成立後に隠蔽・仮装行為が行われた場合に重加算税の賦課要件を充足するか、という点について順に説明します。

ア「隠蔽・仮装」の意義

重加算税に係る「隠蔽・仮装」の意義について、代表的な学説は、「事実の隠ぺいとは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部または一部をかくすことをいい、事実の仮装とは、架空仕入・架空契約書の作成・他人名義の利用等、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいう」としています³。裁判例においても、隠蔽・仮装の意義を端的に述べた最高裁判決はありませんが、下級審裁判例において、『事実を隠ぺい』するとは、事実を隠匿しあるいは脱漏することを、『事実を仮装』するとは、所得・財産あるいは取引上の名義を装う等事実を歪曲することをい「う」とした和歌山地判昭和50年6月23日税資82号70頁〔確定〕をはじめ、上記の代表的な学説と同様の解釈を採るものが多くみられます⁴。また、

¹ 品川芳宣『附帯税の事例研究〔第三版〕』(財経詳報社、2002年)256頁。

² 通則法68条2項は無申告加算税、3項は不納付加算税に係る重加算税について規定しています。なお、これまで「隠ぺい」という表記が用いられていましたが、平成28年度改正において「隠蔽」という表記に変更されました。

³ 金子宏『租税法〔第21版〕』(弘文堂、2016年)790頁。

⁴ 最一小決平成23年4月21日税資261号順号11675の第一審である福岡地判平成21年12月22日税資259号順号11353、新潟地判平成22年1月14日税資260号順号11357〔東京高判平成22年7月21日税資260号順号11482により確定〕、東京地判平成25年4月18日税資263号順号12203〔確定〕等。

国税不服審判所(以下「審判所」といいます)における近年の裁決においても、上記裁判例と同様の解釈を採用するものが多くみられます⁵。

なお、国税庁が公表している各税目に係る重加算税の取扱いに関する事務運営指針において、隠蔽・仮装に該当する場合は例示されており、いわゆる二重帳簿の作成、帳簿書類の隠匿・虚偽記載等、架空名義での取引・資産の保有等が、隠蔽・仮装に該当するとされています。

イ 税を免れる意思(故意)の要否

重加算税の賦課要件として、いかなる意思(故意)が必要であるかという点は、前記(1)で論じた重加算税の法的性質に係る議論とも関係するところですが、前述のとおり、重加算税は行政上の措置と整理されており、最二小判昭和62年5月8日訟月34巻1号149頁⁶は、「同法〔引用者注:通則法〕68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解するのが相当である」と判示しています。即ち、判例上は、隠蔽・仮装についての故意(認識)は必要ではあるものの⁷、税を免れる意思(過少申告についての故意)は重加算税の賦課要件ではないとされています。

ウ 隠蔽・仮装行為の主体は「納税者」に限定されるか

通則法68条1項が「納税者が…事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」と規定していることからすれば、規定の文言上、隠蔽・仮装行為の主体は納税者本人(法人の場合は代表者)に限定されるようにも思われますが、前記(1)記載のとおり、重加算税が納税者本人の責任を追及する刑事罰ではなく、悪質な納税義務違反の発生を防止するための行政上の措置であることから、納税者本人のみならず、家族や従業員、税理士等の「納税者」以外の者が隠蔽・仮装をした場合においても、納税者に対する重加算税の賦課が認められるか否かが論点となっていました⁸。

この点について、税理士による隠蔽・仮装行為が問題とされた最一小判平成18年4月20日民集60巻4号1611頁及び最三小判平成18年4月25日民集60巻4号1728頁は、通則法68条1項は「『納税者が…隠ぺいし、又は仮装し』と規定し、隠ぺいし、又は仮装する行為(以下「隠ぺい仮装行為」という。)の主体を納税者としているのであって、本来的には、納税者自身による隠ぺい仮装行為の防止を企図したものと解される。しかし、納税者以外の者が隠ぺい仮装行為を行った場合であっても、それが納税者本人の行為と同視することができるときには、形式的にそれが納税者自身の行為でないというだけで重加算税の賦課が許されないとする、重加算税制度の趣旨及び目的を没却することになる」と述べた上、「そして、納税者が税理士に納税申告の手続を委任した場合についていえば、納税者において当該税理士が隠ぺい仮装行為を行うこと若しくは行ったことを認識し、又は容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたにもかかわらず、納税者においてこれを防止せずに隠ぺい仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたときには、当該隠ぺい仮装行為を納税者本人の行為と同視することができ、重加算税を賦課することができると解するのが相当である。他方、当該税理士の選任又は監督につき

⁵ 平成22年4月22日裁決・裁決事例集79集164頁、平成23年4月19日裁決・裁決事例集83集478頁、平成25年6月13日裁決・裁決事例集91集185頁、平成27年6月9日裁決・裁決事例集99集66頁、平成27年7月1日裁決・裁決事例集100集125頁、平成27年10月1日裁決・裁決事例集101集1頁等。

⁶ 納税者の妻が行った架空名義による有価証券取引が通則法68条1項所定の課税標準の基礎となるべき事実の隠蔽に該当するとして納税者に対する重加算税の賦課を肯定した事案。

⁷ 金子・前掲(注3)790頁は、「隠ぺい・仮装とは、その語義からして故意を含む観念であると解すべきであ」としています。なお、品川・前掲(注1)296頁は、「客観的にみて『隠ぺい』又は『仮装』であると判断することができれば、特段の事情がない限り、納税者(行為者)が隠ぺい又は仮装することを認識していたものと推認できると解すべきであろう」としています。

⁸ 酒井克彦「最近の重加算税の取扱いについて」租税研究669号(2005年)43頁以下参照。

納税者に何らかの落ち度があるというだけで、当然に当該税理士による隠ぺい偽装行為を納税者本人の行為と同視することができるとはいえない」と判示しました。

上記最高裁判決は、いずれも税理士による隠蔽・偽装行為が問題とされた事案ですが、これ以降、税理士以外の者による隠蔽・偽装行為についても、「納税者本人の行為と同視できる」か否かという観点から、重加算税の賦課の当否が判断されています⁹。

エ 積極的な隠蔽・偽装行為が存在しない場合に重加算税の賦課要件を充足するか

上記アのとおり、典型的な隠蔽・偽装行為としては、売上除外や二重帳簿の作成等の積極的な行為が想定されているように思われますが、納税者がこのような積極的な行為を行わずに、単に過少申告等の行為をした場合において、過少申告等の行為それ自体が「隠蔽・偽装」に該当するか否かが問題となります。

前述した重加算税の賦課要件③が、②の隠蔽・偽装行為「に基づき」過少申告等の事実が発生することを要求していることからすれば、過少申告等の行為それ自体を隠蔽・偽装とみることはできないものと思われますが、最三小判平成6年11月22日民集48巻7号1379頁(以下「最高裁平成6年判決」といいます)¹⁰は、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の申告書を提出した場合につき、隠蔽したところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるとして重加算税の賦課を肯定しています。

しかし、この点については、最高裁平成7年判決¹¹が「重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、偽装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、偽装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである」旨判示して、過少申告等の行為それ自体を隠蔽・偽装とみることはできない旨を明確にしています。

もっとも、最高裁平成7年判決は、「しかし、右の重加算税制度の趣旨〔引用者注：前記(1)に記載〕にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の右賦課要件が満たされるものと解すべきである」として、積極的な隠蔽・偽装行為が存在しない場合の重加算税の賦課を肯定しました。

即ち、最高裁平成6年判決と最高裁平成7年判決との関係をいかに整理するかという問題は残るものの¹²、最高裁平成7年判決に従えば、過少申告行為のみでは隠蔽・偽装には該当しないが、「当初から所得を過

⁹ 最三小決平成24年2月28日税資262号順号11894(妻)(括弧内は隠蔽・偽装行為者。以下同じ)、最二小決平成24年11月2日税資262号順号12087(支店長)、平成24年3月28日裁決・裁決事例集86集74頁(役員及び従業員としての地位にはないが経理に参与していた者)、平成27年3月30日裁決・裁決事例集98集30頁(妻)等。なお、広島高判平成26年1月29日訟月61巻4号811頁は、元常務による架空取引が法人自身の行為と同視できるか否かが争点とされており、「法人内部において相応の地位と権限を有する者が、その権限に基づき、法人の業務として行った偽装行為であって、全体として、納税者たる法人の行為と評価できるものについては、納税者自身が行った行為と同視され」とした上、「その場合、少なくとも法人の事業活動において代表者に準ずるような包括的な権限を有する者が、その権限内において行った行為については、その偽装行為について、代表者自身がこれを認識し、あるいは認識する可能性があったか否かにかかわらず、法人自身の行為と評価されるものというべきである」としています。

¹⁰ 個人でサラリーマン金融業を営んでいた納税者が、3年間にわたり、真実の所得金額の3、4%に過ぎない過少の所得金額を記載した申告書を提出したという、いわゆる「つまみ申告」の事案。

¹¹ 納税者が、3年間にわたり、株式の売買による多額の所得(各年分につき2600万円から2億円程度)を全く申告しなかったという事案。

¹² 最高裁平成6年判決は、過少申告に関する外形的、客観的な諸事情を挙示した上で結論を導いているため、最高裁平成7年判決と統一的に理解する見解がある一方(川神裕「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成6年度607頁等)、過少申告行為そのものが隠蔽等に当たる旨判示したものであり、最高裁平成7年判決とは矛盾すると捉える見解もあります(水野武夫「脱税意思に基づく過少申告の記載と重加算税の賦課要件」民商法雑誌114巻3号(1996年)511-516頁等)。

少に申告することを意図し、その意図を外部からうかがい得る特段の行動」がある場合は、隠蔽・仮装に該当するということになります^{13 14}。

なお、上記「特段の行動」については、「隠蔽・仮装」という要件との関係で、特段の行動が隠蔽・仮装に当たるとする見解¹⁵、特段の行動それ自体では隠蔽・仮装には当たらないが、それと同視し得るような行為(隠蔽・仮装と評価すべき行為)と理解する見解¹⁶、特段の行動は遁脱の確定的意図を示すものであって、隠蔽・仮装と評価することはできないとする見解¹⁷等、種々の理解がなされています。

このように種々の理解がなされていることからわかるように、最高裁平成 7 年判決は重加算税の賦課要件を曖昧なものとするという批判も少なくありません¹⁸。もともと、同判決から 20 年以上が経過した現在の状況からすると、多くの裁判例や裁決例で同判決が示した解釈が規範として採用されており¹⁹、最高裁平成 7 年判決の規範を用いた上で重加算税の賦課を否定した裁決例が相当数存在しています²⁰。かかる裁判例及び裁決例の状況からすれば、最高裁平成 7 年判決の理解には議論の余地はあるものの、かかる点を以て安易に重加算税の賦課対象を拡大するということではなく、むしろ裁判所及び審判所においては、安易に重加算税の賦課対象が広がらないよう慎重な判断がなされているものと考えられます(なお、最高裁平成 6 年判決の調査官解説においても、同判決及び最高裁平成 7 年判決について「その趣旨とするところを超えて重加算税の賦課対象が安易に拡大されることは避けなければならない」とされています^{21) 22})。

¹³ 最高裁平成 7 年判決の調査官解説では、「従前の判例・学説を踏まえながら、いたずらに厳格な解釈をして重加算税制度の趣旨を没却する結果となることを避け、他方、重加算税の賦課対象が不当に拡張されることを防止することを目的として、国税通則法 68 条 1 項の合目的解釈を試みたものである」とされています(近藤崇晴「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 7 年度(上)482 頁)。

¹⁴ なお、最高裁平成 7 年判決における「当初から所得を過少に申告することを意図し」との判示については、イで述べた重加算税の賦課要件として税を免れる意思(故意)は不要であるとする従来の判例との整合性が問題となりますが、かかる判示を前提としても、税を免れる意思は、重加算税の賦課要件ではないとの理解がなされているようです。即ち、東京高判平成 22 年 9 月 22 日税資 260 号順号 11517〔最一小決平成 23 年 10 月 11 日税資 261 号順号 11782 により確定〕は、「控訴人が援用する最高裁平成 7 年 4 月 28 日第二小法廷判決は、…脱税の意思を重加算税の賦課要件としたものではない」と述べています。学説としては、落合秀行「無申告事案における重加算税の賦課要件」税大論叢 64 号(2010 年)212 頁が、「租税を免れる認識は賦課要件ではなく、ある行為を『隠ぺい又は仮装』行為と同等に評価するための間接事実という位置付けと考える」としています(小島俊朗「積極的な不正行為がない場合の重加算税の賦課について—平成 6、7 年最判の再評価と裁決事例にみる現状—」撰南法学 51・52 号(2016 年)38 頁も同旨)。また、住田裕子「重加算税の賦課要件としての『隠ぺい・仮装』行為〔上〕—平成 6 年・7 年の 2 つの最高裁判決を中心に—」商事法務 1419 号(1996 年)7 頁は、「隠蔽・仮装」は「納税者の過少申告の意図を外部からうかがい得る特段の行動」、「過少申告の意図を認定・推認し得る客観的事実」、「過少申告の意図を推認し得る間接事実としての行為」などといい換えることができるとし、納税者が、このような隠蔽・仮装行為を敢行すると、過少申告の意図が外部的・客観的に把握し得ることとなるとした上で、「このような考え方を採るとしても、要件としては、あくまで、客観的に隠ぺい・仮装行為をすることで十分なのであり、過少申告の認識ないしは(確定的)意図までも要件として要求するのではない。同要件が満たされる場合に、結果としてそのような認識のみならず、確定的意図までもが推認ないしは認定し得るにすぎない」と述べています。

¹⁵ 水野・前掲(注 12)516 頁、住田・前掲(注 14)7 頁。

¹⁶ 岡村忠生「判例研究」税法学 534 号(1995 年)114—115 頁。

¹⁷ 小島・前掲(注 14)37 頁。

¹⁸ 三木義一「いわゆる『つまみ申告』と重加算税の賦課要件」判例時報 1546 号(1996 年)176 頁、岡村・前掲(注 16)113 頁以下等。

¹⁹ 小島・前掲(注 14)53 頁は、最高裁平成 7 年判決について、「事例判決という形で出された判断であったが、すでにその要件は実務に定着しており、もはや事例判決という扱いは相当ではない」としています。

²⁰ 平成 28 年 11 月時点で確認できた裁決例が、平成 20 年以降のものだけで 16 件存在します(一部取消しを含みます)。

²¹ 川神・前掲(注 12)607 頁

²² 小島・前掲(注 14)58 頁は、「審判所は、遁脱の意図が確信できない状況では課税処分を取り消しており、慎重な判断を行っているように見受けられる」としています。

オ 納税義務成立後に隠蔽・偽装行為が行われた場合に重加算税の賦課要件を充足するか

前述した重加算税の賦課要件③が、②の隠蔽・偽装行為「に基づき」過少申告等の事実が発生することを要求していること、重加算税の納税義務が法定申告期限の経過の時に成立するとされていること(通則法 15 条 2 項 13 号²³)からすると、「隠蔽・偽装」は法定申告期限前に行われることが必要であると考えられます。

この点、最高裁平成 6 年判決を含め、裁判例においては、法定申告期限後に隠蔽・偽装行為が行われた場合についても、当初から課税を回避しようとする意図があったものと推認し得る等として、重加算税の賦課が肯定されています²⁴、上記理由に基づけば納税義務成立前に隠蔽・偽装行為が行われる必要はないとの解釈は合理的ではなく²⁵、むしろ最高裁平成 7 年判決の規範に照らせば、裁判例において法定申告期限後の事情が挙げられる場合は、当初から過少申告等の意図を有していたことを推認させる「特段の行動」として位置付けているものと解されます²⁶。

3. おわりに

以上が、重加算税の賦課要件に係る諸論点とその議論の状況ですが、重加算税の法的性質が、「悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保」するための行政上の措置であるという点にあることから、課税当局の実務において、「納税者」や「隠蔽・偽装」等の賦課要件が緩やかに解釈される可能性があります。そのため、納税者としては、思わぬところで隠蔽・偽装と評価すべき行為があるとして重加算税の賦課決定処分を受ける可能性が考えられます。

かかる事態を避けるためには、適正な申告納税に努めることは当然ではありますが、取引検討段階から、隠蔽・偽装と評価され得るような行為(当初から過少申告等の意図を有していたことを推認させる「特段の行動」)等が存することのないよう、本書に記載された論点や裁判例等に基づく解釈を理解した上で、税務コンプライアンスを意識した社内管理体制を構築するとともに、取引検討過程における証拠等の作成・管理に留意する必要があると考えられます。また、税務調査において、課税当局から重加算税賦課の主張がなされた場合に、裁判例等に照らして重加算税の賦課要件を充足しないという理論武装をし、法的な主張及び証拠の提出を適時かつ適切に行うことが重要であると考えられます。さらに、前記 2(2)オで述べた納税義務成立後の隠蔽・偽装行為として、税務調査時における非協力が課税当局側から主張されることもありますので、そのような場合に備えて、調査時の態様について事後的に検証できるようにしておくことも有益であると考えられます。現在では、調査担当者が作成した書類についても審査請求手続の中で閲覧等を請求することができますので(通則法 97 条の 3)、納税者としては、これらの調査関係書類と自らの認識に齟齬がないかを確認し、虚偽答弁を行った等の課税当局側の主張が適切な証拠に基づかないと認められる場合には、その旨を積極的に主張していくことが重要となります²⁷。

²³ 不納付加算税に代えて課される重加算税(通則法 68 条 3 項)の納税義務は、法定納期限の経過の時に成立します(同法 15 条 2 項 14 号)。

²⁴ 東京高判平成 13 年 4 月 25 日訟月 48 卷 7 号 1812 頁[確定]等。品川芳宣「修正申告段階における隠ぺい・偽装行為と重加算税の賦課要件」税研 JTRI20 卷 3 号(2004 年)88 頁参照。

²⁵ 前掲(注 14)記載の東京高判平成 22 年 9 月 22 日の原審である東京地判平成 22 年 5 月 14 日税資 260 号順号 11441 は、「重加算税の課税要件としての隠ぺい又は偽装の行為の存否は、法定申告期限がその判断の基準となる」旨判示しており、その判断は上級審でも是認されています。

²⁶ 課税当局においても、例えば、平成 12 年 7 月 3 日付「申告所得税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針)」では、隠蔽・偽装に当たる場合として「調査等の際の具体的事実についての質問に対し、虚偽の答弁等を行い、又は相手先をして虚偽の答弁等を行わせていること及びその他の事実関係を総合的に判断して、申告時における隠ぺい又は偽装が合理的に推認できること」が挙げられており、同様の理解に立っているものと思われます。

²⁷ 税務調査時の作成書類に不備があることが理由で、課税当局による虚偽答弁等の主張が排斥された裁判例として、平成 24 年 4 月 24 日裁決・裁決事例集 87 集 342 頁、平成 27 年 7 月 1 日裁決・裁決事例集 100 集 15 頁、平成 27 年 10 月 1 日裁決・裁決事例集 101 集 1 頁があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 17 階(受付 15 階)

電話：03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

URL: <http://www.pwc.com/jp/ja/legal.html>

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前照会支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 80 カ国に約 2,400 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

03-5251-2685

michito.kitamura@pwc.com

弁護士

伊東 有理子

03-5251-2706

yuriko.ito@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2016 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。